

福祉・介護職員等処遇改善加算に基づく取組の公表について

2023年11月28日

NPO 法人練馬区障害者事業所は、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得するにあたり、見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記の通り公表致します。

※当法人は福祉サービスを行っている法人であり、本加算制度の対象となる職員は介護職員ではなく福祉職員となります。

1 介護職員等特定処遇改善加算の概要

■対象：①経験・技能のある福祉職員②その他の福祉職員③その他の職種

■要件

- A 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへ掲載等を通じた「見える化」を行っていること

※Cの「見える化」要件とは2020年度からの算定要件で、法人のホームページ等を活用して賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

2 職場環境要件の提示

区分	職場環境要件項目	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	毎年「練馬まつり」にボランティアとして参加し、出店（綿あめ）している。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	就業規則第45条（教育訓練）教育訓練に関する規程を別に定めるとし、「免許・資格取得奨励に対する内規」及び「研修計画」により従業員の資質向上やキャリアアップの支援を行っている。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	就業規則第29条の2（介護休業等）介護休業をし、又は介護短時間勤務制度の適用を受けることのできる従業員の範囲その他必要な事項については、「育児・介護休業規程」で定めるとしている。当該規程は現在未整備であるが従業員の事情等を配慮した運用を行っている。 臨時職員に対して無期雇用転換コースを設けているほか、60歳以上の臨時職員に対し本人の体力・健康状態、家族介護等を要件として申請により1時間～3時間の短縮勤務制度を設けている。（臨時職員規程第6条）
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	○事故発生マニュアル ○感染症等対応マニュアル ○災害緊急対応マニュアル
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録、報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	○施設清掃マニュアル ○公園清掃マニュアル
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	○事務局会議を週一回以上開催 ○主任会議を月一回定例開催 ○班ごとの朝礼、ミーティング等随時開催